

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650330					
事務事業名	国民健康保険税徴収事務					
予算書の事業名	3.徴収事務費					
事業期間	開始年度	昭和34年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☐ 2. アウトソーシング		☐ 3. 負担金・補助金	☒ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	01050100
部名等	企画総務部	
課名等	税務課	
係名等	納税係①	
記入者氏名	高木 繁徳	
電話番号	0765-23-1008	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005010101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	1. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画					
国民健康保険税の収納事務及び滞納管理事務を行う。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険加入者	➡	対象指標	① 国民健康保険税賦課件数	件	18,324	18,257	18,300	18,300	18,300			
				② 国民健康保険税額	千円	1,023,185	1,009,774	1,000,000	1,000,000	1,000,000			
				③ 翌年度に繰越された滞納金額	千円	255,657	286,436	244,480	228,980	213,480			
手段	<平成21年度の主な活動内容> 国民健康保険税調定・賦課・収納・滞納管理を行う。 *平成22年度の変更点 なし	➡	活動指標	① 督促状の発送件数	件	6,444	6,705	6,500	6,500	6,500			
				② 国民健康保険税賦課件数	件	18,324	18,257	18,300	18,300	18,300			
				③	件								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 国民健康保険制度の適正な運営	➡	成果指標	① 滞納繰越分の収納率	%	21.00	18.80	20.00	22.00	24.00			
				② 現年課税分の収納率	%	94.10	91.60	92.00	92.50	92.80			
				③									
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険制度が適正に運用されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入											
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 昭和34年度に国民皆保険税度が確立したことに伴い実施された。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0	
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	4,963	4,960	4,960	4,960	4,960	
						④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0	
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	4,963	4,960	4,960	4,960	4,960	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成20年度から後期高齢者医療保険制度がスタートし、75歳以上の高齢者が国民健康保険税度から除外された。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	8	8	8	8	8	
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	880	880	880	880	880	
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	8,663	8,660	8,660	8,660	8,660	
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 市議会では国民健康保険税が高いので、安くしてほしいとの意見がある。					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)							
					○ 把握している	➡	調査していない						
					● 把握していない								

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 制度の確立にとって不可欠のこと
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 最低限必要な事業費で実施している。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 最低限必要な事業費で実施している。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 最低限必要な人件費で実施している。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 徴収事務は市の義務
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明 徴収事務は市の義務

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☒ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	国税、県税、他市町村等との連携をさらに進め、効率的な徴収事務体制を構築していく。	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	国税、県税、他市町村等との連携をさらに進め、効率的な徴収事務体制を構築していく。	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

市が法律等により保険者となり直接実施するよう義務付けられている事業であり、国民健康保険事業の安定運営のためには、主財源である保険税の市条例に基づく適正で公正・公平な賦課徴収が必要である。 後期高齢者医療制度の創設、公的年金からの特別徴収の開始などの制度改革が相次いでいるが、国保加入者への制度内容についての十分な説明を行いながら、国保税についての理解を深めてもらい収納率の向上に努めていきたい。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	
事務事業名	国民健康保険税賦課調査事務
予算書の事業名	なし
事業期間	開始年度 昭和27年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	01050200
部名等	企画総務部	
課名等	税務課	
係名等	住民税係	
記入者氏名	鈴木 章好	
電話番号	0765-23-1009	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	000000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

◆事業概要（どのような事業か） 当該年度に魚津市国民健康保険の被保険者となった者及びその世帯主に対して、国民健康保険税の適正公平な賦課、調査。					単位	実績		計画				
						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 魚津市国民健康保険に加入している被保険者及びその世帯主	➡	対象指標	① 国民健康保険加入者数（4月1日現在）	人	10,180	10,327	10,200	10,200	10,200		
				② 国民健康保険加入世帯数（4月1日現在）	世帯	6,156	6,247	6,200	6,200	6,200		
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 国民健康保険税の賦課・調査。 *平成22年度の変更点 変更なし	➡	活動指標	① 当初賦課通知世帯数（7月1日現在）	世帯	6,230	6,327	6,200	6,200	6,200		
				② 変更賦課通知世帯数（当該年度中）	世帯	3,291	2,853	3,000	3,000	3,000		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 課税対象者の特定し、適正な賦課及び歳入調定を行う。	➡	成果指標	① 賦課対象者に対する賦課割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00		
				② 国保税に係る調定金額	円	745,825,200	998,101,500	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000		
				③								
その結果	<施策の目指すがた> ・国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されている。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入										
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 魚津市発足以来、国民健康保険税条例による。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	0	0	0	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 近年の社会情勢や団塊世代の高齢化により国保への加入割合の増加が見込まれる。 また、後期高齢者医療制度開始等により、税率の改正等適正な賦課が求められている。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	360	360	360	360	360	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					○ 把握している		なし					
					● 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 適正・公平な賦課は、納税義務者の理解を得ることにより国税の確保につながる。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 地方税法（昭和25年法律226号） 魚津市国民健康保険税条例（昭和34年魚津市条例第14号）
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
あり	説明 市民課に賦課担当の係を含んだものにより、市民にとっては給付も賦課も同一係で用が済み、さらに問い合わせなどに対応しやすい形態である。しかし反面、収納事務については、税等と一括して行うことができなくなるデメリットがあり、収納事務のみ切り離して行う方が効率的である。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 事業費は予算計上していないので、削減の余地なし。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最低限の人員で事務を行っており、削減は難しい。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 国民健康保険の加入者が受益者であるが、賦課時に負担を求めるものではない。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 国保事業の受益者は限られるが、調査・賦課事務の特定受益者負担はない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☒ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☒ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	後期高齢者医療保険制度の変革に合わせ、給付事務と賦課事務の統合を検討する。	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

市が法律等により直接保険者となり、実施するよう義務付けられた事業であり、国民健康保険事業の安定運営のためには、主財源である保険税の市条例等に基づく適正・公正な賦課が必要である。 後期高齢者保険制度の創設、公的年金からの特別徴収の開始など制度変更が相次いで行われており、加入者等への制度内容の十分な説明を行いながら、国民健康保険税の使い道についての理解を深めてもらうよう努めなければならない。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650020					
事務事業名	国民健康保険一般管理事業					
予算書の事業名	2.一般管理費					
事業期間	開始年度	昭和32年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☒ 2. アウトソーシング		☐ 3. 負担金・補助金	☒ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらするまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005010101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	1. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業概要（どのような事業か） 1年更新の被保険者証等の送付、医療費の支払業務委託(国保連合会へ委託)					単位	実績		計画				
						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者、レセプト(診療報酬明細書)	➡	対象指標	① 国民健康保険被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				② レセプト(診療報酬明細書)	件	150,614	155,306	157,200	158,800	160,400		
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 被保険者証の更新、電算共同処理委託料の支払 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 国民健康保険被保険者世帯数	世帯	6,298	6,180	6,200	6,250	6,300		
				② 電算共同処理委託料	千円	3,776	3,680	3,870	3,900	3,940		
				③								
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 被保険者の受診環境を整えとともに、医療費の迅速な支払を行う。	➡	成果指標	① 保険給付額	千円	2,911,879	2,937,331	3,199,128	3,300,000	3,400,000		
				②								
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 国民健康保険事業の開始に伴い、昭和32年に始まった。					財 源 内 訳	①国・県支出金	(千円)	515	1,077	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	137	1,599	2	2	2
						④一般財源	(千円)	8,559	7,925	9,870	9,998	10,098
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	9,211	10,601	9,872	10,000	10,100
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	40	40	40	40	40
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	168	168	168	168	168
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	9,379	10,769	10,040	10,168	10,268
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 各保険者が国保連合会へレセプトの電算共同処理委託をしている。					
					● 把握している ○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 被保険者証の提示により医療費の3割負担で受診が出来、また、医療機関への医療費の支払が迅速に行われることは、国保事業の適正な運営に繋がる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 国保被保険者世帯数やレセプト件数の実績に応じた費用のため、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 国保被保険者全員を対象としている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内他保険者も同様である。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

現状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650040
事務事業名	国民健康保険賦課徴収事業
予算書の事業名	2. 賦課徴収費、3. 徴収事務費
事業期間	開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営

部・課・係名等	コード 1	02010200
部 名 等	民 生 部	
課 名 等	市 民 課	
係 名 等	医 療 保 険 係	
記入者氏名	中山 明夫	
電 話 番 号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらすためのまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005010201
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	1. 総務費	
項	2. 徴税費	
目	1. 賦課徴収費	

◆事業概要（どのような事業か） 国民健康保険制度の改正に対応した国民健康保険（税）システムの改修を行い、適正な賦課・徴収を行う。					単位	実績		計画				
						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対 象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者	➡	対 象 指 標	① 国民健康保険被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				②								
				③								
手 段	<平成21年度の主な活動内容> 国民健康保険税の納付方法の変更に 関するシステム改修を行い、賦課・徴収を行った。 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活 動 指 標	① 国民健康保険税収納額	千円	995,690	974,510	980,528	970,000	970,000		
				②								
				③								
意 図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 被保険者に対して、適正な賦課・徴収を行う。	➡	成 果 指 標	① 徴収率（現年課税分（一般））	%	92.30	91.24	92.00	92.00	92.00		
				②								
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 国民健康保険事業の開始に伴い、昭和32年に始まった。					財 源 内 訳	①国・県支出金	(千円)	3,700	2,966	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	2,688	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	10,874	3,585	4,082	5,500	5,500
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	17,262	6,551	4,082	5,500	5,500
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 景気低迷による所得の減少等により、国民健康保険税収入が減少しており、財政状況が厳しくなっている。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	140	80	140	140	140	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	589	336	589	589	589	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	17,851	6,887	4,671	6,089	6,089	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 国民健康保険税が高いとの声がある。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 国保税の賦課・徴収については、各保険者がそれぞれ独自に取り組んでいる。					
					○ 把握している ● 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 国保税の適正な賦課・徴収により財源の確保を図ることは、国保事業の健全な運営に直結する。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	・国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) ・地方税法 (昭和25年法律第226号) ・魚津市国民健康保険税条例 (昭和34年魚津市条例第14号)
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 制度改正の状況に応じてシステム改修の費用が大きく異なるため、削減出来るかどうかの問題にはなじまない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 法に基づき実施されている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 法に基づき実施されている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650050	
事務事業名	国民健康保険運営協議会事業	
予算書 事業名	1. 運営協議会費	
事業期間	開始年度	昭和33年度
	終了年度	当道継続
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部 名 等	民生部	
課 名 等	市民課	
係 名 等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005010301
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	1. 総務費	
項	3. 運営協議会費	
目	1. 運営協議会費	

◆事業概要（どのような事業か） 国民健康保険運営協議会委員12名の運営				単位	実績		計画				
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険法に基づく諮問機関であり、市が国保事業を行う際に特に重要な案件について、諮問に対し答申する。	➡	対象指標	① 協議会委員数	人	12	12	12	12	12	
				② 委員の出席率	%	95	92	94	94	94	
				③ 予算、決算の審議割合	%	100	100	100	100	100	
手段	<平成21年度の主な活動内容> 出産育児一時金の改定に関する国保条例の改正案について審議し、原案通りとする旨答申した。また、平成20年度魚津市国保決算、21年度決算見込及び22年度予算案、保健事業等について協議した。 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 協議会開催回数	回	3	2	3	3		
				② 委員の延べ出席人数	人	35	22	34	34	34	
				③ 予算、決算の審議件数	件	4	3	5	5	5	
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 国保事業運営の適正化と、被保険者の健康保持、良質な医療環境。	➡	成果指標	① 協議会委員の定数割合	人	92.31	92.31	92.31	92.31	92.31	
				② 委員の出席率	%	94.59	91.67	94.44	94.44	94.44	
				③ 予算、決算の審議割合	件	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。			↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 戦後の社会保険制度の再構築の中で「国民皆保険制度」の理念のもとに各保険者で組織された。				財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
					②地方債	(千円)	0	0	0	0	
					③その他(使用料・手数料等)	(千円)	204	132	216	216	
					④一般財源	(千円)	123	64	121	121	
					A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	327	196	337	337	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展と医療費の増嵩が著しく、医療制度もそれに合わせて改編を余儀なくされている。				①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2	
				②事務事業の年間所要時間	(時間)	340	280	340	340	340	
				B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	1,430	1,177	1,430	1,430	1,430	
				事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	1,757	1,373	1,767	1,767	1,767	
				(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） もっとわかり易い医療制度にしてほしい。				◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) そのつど照会等により把握に努めている。 (協議会の開催時期・協議案件等)					
				● 把握している							
				○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 この協議会は国民健康保険法に基づく必置機関であり、条例改正等を行う際には必ず開催する必要がある。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最少限の経費で実施している。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 予算編成や条例改正等必要に応じて開催しているものであり、これ以上の削減はできない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 基本的な方向を協議するため、あくまで公平を原則とする。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 受益負担の原則に基づき保険税と給付の関係が規定されている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☒ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施		年度	
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいた事業並びに必要な最小限の経費で実施しており、妥当と思われる。	二次評価の要否 不要
--------------------------------------	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650060					
事務事業名	国民健康保険趣旨普及事業					
予算書の事業名	1. 趣旨普及費					
事業期間	開始年度	昭和32年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☐ 2. アウトソーシング		☐ 3. 負担金・補助金	☒ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらすためのまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005010401
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	1. 総務費	
項	4. 趣旨普及費	
目	1. 趣旨普及費	

◆事業概要（どのような事業か） 国保制度のリーフレット等を配布し、制度の趣旨をPRしている。					単位	実績		計画				
						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国保世帯、被保険者等	➡	対象指標	① 被保険者世帯数	世帯	6,298	6,180	6,200	6,250	6,300		
				② 被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 医療制度改正について市広報によりPRしたほか、高齢受給者証の新規交付対象者に高齢受給者証の内容等に関するパンフレットを配付した。 *平成22年度の変更点 70歳～74歳までの自己負担引上げ凍結の措置が延長される。	➡	活動指標	① 新規加入世帯	世帯	975	800	900	900	900		
				② 新規加入被保険者	人	1,763	1,456	1,600	1,600	1,600		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 被保険者に国保制度を理解してもらい、国保制度の普及を図る。	➡	成果指標	① 被保険者世帯数	世帯	6,298	6,180	6,200	6,250	6,300		
				② 被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。				↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 国民皆保険制度の趣旨に沿い昭和32年度から現在の国保制度が実施されているが、医療の高度化や高齢化社会の進展等に伴いそのつど改正が行われており、制度の周知・普及に努めている。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	113	38	465	460	460
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	113	38	465	460	460
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 18年6月に医療改革法案が成立し、後期高齢者医療制度や自己負担割合の変更、生活習慣病予防健診・指導など医療制度が大きく変わった。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	5	5	5	5	5
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	680	640	680	680	680
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	2,859	2,691	2,859	2,859	2,859
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	2,972	2,729	3,324	3,319	3,319
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 制度が複雑でわかりにくいとの声をよく聞く。					◆県内他市の実施状況	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 国保制度のPRについては、各保険者がそれぞれ独自に取り組んでいる。						
												○ 把握している ➡ ● 把握していない

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☐ 直結度大 ☐ 直結度中 ☒ 直結度小	説明 広報やケーブルＴＶ等で随時実施しているが、反応は余り感じられない。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最少限の経費で実施している。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 県内他市と比較しても妥当と思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 国保制度の趣旨等を広く周知普及させるための事業であり、被保険者全員が対象(受益者)である。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 今後とも国保制度の趣旨のPRを行い、適正な事業運営に努めることが必要である。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☒ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施		年度	
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいた事業並びに必要な最小限の経費で実施しており、妥当と思われる。	二次評価の要否 不要
--------------------------------------	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650070					
事務事業名	国民健康保険医療費適正化対策事業					
予算書の事業名	1. 医療費適正化対策事業費					
事業期間	開始年度	昭和32年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☒ 2. アウトソーシング		☐ 3. 負担金・補助金	☒ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005010501
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	1. 総務費	
項	5. 特別対策事業費	
目	1. 医療費適正化対策事業費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画					
医療機関から請求のあった「レセプト」を点検し、疑義のあるものを国保連合会に再審査請求し、請求が正しければ過誤調整で診療報酬が還付される。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国保被保険者が病院等で診療を受けたときの明細書（レセプト）の点検、資格等の管理			➡	対象指標	① 点検対象レセプト件数	件	145,228	149,700	150,000	150,000	150,000	
						② 被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400	
						③							
手段	<平成21年度の主な活動内容> 専門業者（「ニチイ学館」）に委託し、全件資格点検、内容点検を実施した。その結果、内容等に疑義のあったものを国保連合会に再審査請求し、その結果により過誤精算を行っている。 *平成22年度の変更点 紙レセプトによる点検から電子データによる画像点検となる。			➡	活動指標	① 過誤調整請求件数	件	918	1,017	970	970	970	
						② 過誤調整請求金額	千円	79,036	94,312	87,000	87,000	87,000	
						③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 各医療機関の医療費の請求内容を点検精査し、医療費の適正化を保持する。			➡	成果指標	① 過誤調整等実績金額	千円	5,956	2,278	4,100	4,100	4,100	
						② 1人当たり過誤調整金額	円	585	223	401	398	394	
						③							
その結果					↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 当初は市直営で実施していたが、国保加入者の増加によりレセプト枚数も増え、昭和58年頃から専門業者（ニチイ学館）に点検を委託している。					財源内訳	①国・県支出金	（千円）	2,172	981	757	800	800	
						②地方債	（千円）	0	0	0	0	0	
						③その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0	
						④一般財源	（千円）	827	2,875	4,273	4,300	4,300	
						A. 予算（決算）額（①～④の合計）	（千円）	2,999	3,856	5,030	5,100	5,100	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 加入者の増加と高齢化の進展によりレセプトの件数は年々増加しており、医療制度の改正なども関連し、レセプト点検による医療費の適正化は重要な取り組みである。					①事務事業に携わる正規職員数	（人）	5	5	5	5	5		
					②事務事業の年間所要時間	（時間）	1,500	2,000	2,000	2,000	2,000		
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	6,308	8,410	8,410	8,410	8,410		
					事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	9,307	12,266	13,440	13,510	13,510		
					（参考）人件費単価	（円/時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205		
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし					◆県内他市の実施状況	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 国、県が作成する国保事業実施状況等により把握している。 （各保険者におけるレセプト点検の実施状況、レセプト件数）							
					● 把握している	➡							
					○ 把握していない								

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 レセプト点検は、各保険者に義務付けられており、医療費の増加を抑制し適正化を図るために必要な事業とされている。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	健康保険法（大正11年法律第70号）
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 県内他市と比較しても妥当と思われる。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 県内他市と比較しても妥当と思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 医療費総額について対象とする事業であり、全レセプトが対象である。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 各医療機関に対し、同等の指導が求められる。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

概ね妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650080	
事務事業名	国民健康保険療養給付等事業	
予算書の事業名	1. 一般被保険者療養給付費及びその他(項)療養諸費に属する事業	
事業期間	開始年度	昭和32年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005020101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	2. 保険給付費	
項	1. 療養諸費	
目	1. 一般被保険者療養給付費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
国民健康保険事業に係る保険給付費の支給を行うとともに、保険医療機関等が提出するレセプトについて、その内容が法の定める準則や算定方法に照らして適正か否かの審査及び支払を国保連合会に委託して行う。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者 レセプト(診療報酬明細書)	➡	対象指標	① 国民健康保険被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				② レセプト(診療報酬明細書)	件	150,614	155,306	157,200	158,800	160,400		
				③ 老人保健対象者数（参考）	人	4,530	0	0	0	0		
手段	<平成21年度の主な活動内容> 療養給付費等の支払155,306件、費用額3,589,111千円うち国保負担額2,595,889千円 審査手数料の支払8,956千円 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 保険給付件数	件	150,614	155,306	157,200	158,800	158,800		
				② 審査手数料	千円	8,685	8,956	9,063	9,150	9,250		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 医療給付により被保険者の健康を保つとともに国民皆保険制度の堅持により医療制度の安定を図る。また、適正な医療費の支払を迅速に行う。	➡	成果指標	① 保険給付額	千円	2,570,058	2,595,889	2,839,526	2,920,000	3,000,000		
				② 1件当り金額	円	17,064	16,715	18,063	18,388	18,892		
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスの提供を行う。			↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 昭和33年の新国民健康保険法の制定により昭和36年から全市町村が国保の保険者を義務付けられた。また、退職者国保制度は、被用者保険からの拠出金と退職者の保険税で運営する制度として昭和59年10月から実施された。 審査手数料については、「審査の適正と支払の迅速を図るため、審査事務を国保連合会に委託させる方針であること」（昭和34年 1月27日保発第4号）との基本方針により事業が開始された。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	677,023	644,782	697,346	786,000	807,000
②地方債	(千円)	0	0	0		0	0					
③その他(使用料・手数料等)	(千円)	1,124,334	1,264,144	1,485,077		1,460,000	1,500,000					
④一般財源	(千円)	781,103	696,236	666,166		683,150	702,250					
A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	2,582,460	2,605,162	2,848,589		2,929,150	3,009,250					
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成20年度から75歳以上は「後期高齢者医療」の被保険者となり、65歳から74歳までの退職者が一般国保へ移行した。また、退職者国保制度は平成26年度に廃止となる予定。 医療保険制度については、高齢化の進展と医療費の増嵩が著しいため、それに合わせて改変を余儀なくされている。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	4	3	3	3	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	1,660	1,460	1,460	1,460	1,460	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	6,980	6,139	6,139	6,139	6,139	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	2,589,440	2,611,301	2,854,728	2,935,289	3,015,389	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 国、県が作成する国保実施状況等により把握している。 (各保険者の保険給付額・レセプト件数)					
					● 把握している							
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 被保険者の医療給付に要した費用から自己負担分を差し引いた保険者負担分
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	・国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) ・魚津市国民健康保険条例 (昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 適正な医療給付費の執行は可能だが、事業費そのものについては、削減の余地はないと思われる。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 保険税、自己負担も含め法で定められている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 保険税、自己負担も含め法で定められている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性
			増加
中・長期的 (3～5年間)	なし		成果の方向性
			維持

★課長総括評価 (一次評価)

法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650130	
事務事業名	高額療養費給付事業	
予算書の事業名	1. 一般被保険者高額療養費、(目) 2. 退職被保険者等高額療養費(事業名) 1. 退職被保険者等高額療養費	
事業期間	開始年度	昭和48年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005020201
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	2. 保険給付費	
項	2. 高額療養費	
目	1. 一般被保険者高額療養費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
国民健康保険事業に係る高額療養費の保険給付費支払						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者で、1ヵ月の医療費自己負担額が一定以上の額を超える人などに給付	➡	対象指標	① 高額療養費件数	件	4,300	4,082	4,100	4,200	4,300		
				② 高額療養費給付金額	千円	316,254	320,197	329,362	340,000	350,000		
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 高額療養費の支給 4,082件 320,197千円 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 国民健康保険被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				② 老人保健対象者数（参考）	人	0	0	0	0	0		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 医療給付により被保険者の健康を保つとともに国民皆保険制度の堅持により医療制度の安定を図る。	➡	成果指標	① 1件当たり金額	円	73,547	78,441	80,332	80,952	81,395		
				②								
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 国民健康保険法の改正により昭和50年10月から法定給付となり、その後限度額の改定や所得により限度額を区分するなどいろいろな改正が実施されている。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	82,310	78,790	80,062	82,000	85,000
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	193,222	214,603	212,462	220,000	226,000
						④一般財源	(千円)	40,786	26,800	36,838	38,000	39,000
						A. 予算(決算)額(①)～④の合計	(千円)	316,318	320,193	329,362	340,000	350,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展等により高額療養費も増加しており、平成20年度からは介護保険、後期高齢者医療との合算制度が実施された。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	4	4	4	4	4
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	1,280	1,080	1,080	1,080	1,080
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	5,382	4,541	4,541	4,541	4,541
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	321,700	324,734	333,903	344,541	354,541
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 大手術や入院時に、「大変助かる、ありがたい」との声がある。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					● 把握している		国、県が作成する国保実施状況等により把握している。 (各保険者の高額療養費給付額・レセプト件数)					
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 自己負担額が一定以上を超える場合に、この制度により被保険者の負担を軽減している。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 魚津市国民健康保険条例 (昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、医療給付そのものについては余地はないと思われる。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 適正な医療給付費の執行は可能だが、「削減」はなじまないと思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 保険税、自己負担も含め法で定められている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 保険税、自己負担も含め法で定められている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否 不要
-----------------------	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650130	
事務事業名	高額療養費給付事業	
予算書の事業名	1. 一般被保険者高額介護合算療養費、(目) 2. 退職被保険者等高額介護合算療養費(事業名) 1. 退職被保険者等高額介護合算療養費	
事業期間	開始年度	平成20年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005020203
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	2. 保険給付費	
項	2. 高額療養費	
目	3. 一般被保険者高額合算療養費	

◆事業概要（どのような事業か）				単位	実績		計画				
国民健康保険事業に係る高額介護合算療養費の保険給付費支払					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者で、医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合計額が一定以上の額を超える人に給付	対象指標	① 高額介護がっさん療養費件数	件	0	25	100	105	110		
			② 高額介護合算療養費給付金額	千円	0	356	1,648	1,730	1,820		
			③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 高額介護合算療養費の支給 25件 356千円 *平成22年度の変更点 特になし。	活動指標	① 国民健康保険被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
			②								
			③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 医療給付により被保険者の健康を保つとともに国民皆保険制度の堅持により医療制度の安定を図る。	成果指標	① 1件当たり金額	円	0	14,240	16,480	16,476	16,545		
			②								
			③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 国民健康保険法の改正により平成20年4月から法定給付となった。				財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	92	400	420	440
					②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
					③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	169	709	740	780
					④一般財源	(千円)	0	95	539	570	600
					A. 予算(決算)額(①)～④の合計	(千円)	0	356	1,648	1,730	1,820
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展等により高額療養費も増加してきている。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	3	3	3	3
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	400	400	400	400
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	0	1,682	1,682	1,682	1,682
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	0	2,038	3,330	3,412	3,502
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
				● 把握している	➡	国、県が作成する国保実施状況等により把握している。 (各保険者の高額介護合算療養費給付額)					
				○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 自己負担額が一定以上を超える場合に、この制度により被保険者の負担を軽減している。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 魚津市国民健康保険条例（昭和34年魚津市条例第13号）
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 医療費の実績に応じて算定されるため、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 法で定められている。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 法で定められている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否 不要
-----------------------	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650150	
事務事業名	国民健康保険移送事業	
予算書の事業名	1.一般被保険者移送費、(目)2.退職被保険者等移送費(事業名)1.退職被保険者等移送費	
事業期間	開始年度	平成6年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5.ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005020301
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	2. 保険給付費	
項	3. 移送費	
目	1. 一般被保険者移送費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり移送された場合に移送費を現金給付として支給する。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者	➡	対象指標	① 国民健康保険（一般被保険者）数	人	9,126	9,356	9,373	9,440	9,530		
			② 国民健康保険（退職被保険者及びその被扶養者）数	人	1,050	855	863	860	870			
			③									
手段	<平成21年度の主な活動内容> 支払い実績はなし。 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 支給人数	人	0	0	2	2	2		
			② 支給金額	千円	0	0	20	20	20			
			③									
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 被保険者へ適切な医療を提供する。	➡	成果指標	① 1人当たり支給金額	千円	0	0	10	10	10		
			②									
			③									
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されています。					↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 平成6年の法改正により、現物給付としての移送の給付が療養の給付から切り離され、現金給付としての移送費が設けられた。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	4	4	4
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	4	4	4
						④一般財源	(千円)	0	0	12	12	12
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	0	0	20	20	20
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展等に伴い給付費等は増加しているが、移送費の支給は余り見込まれない。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	0	0	0	0
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	0	0	0	0
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	0	0	0	0	0
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	0	0	20	20	20
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					● 把握している		国、県が作成する国保実施状況等により把握している。 (各保険者の移送費支給額)					
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 移動困難者に対する緊急的な措置として必要な事業である。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最小限の事業費であり、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 人件費はほとんど掛かっていない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 保険税、自己負担も含め法で定められている。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 保険税、自己負担も含め法で定められている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☒ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施		年度	
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否 不要
-----------------------	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650170	
事務事業名	出産育児一時金給付事業	
予算書の事業名	1. 出産育児一時金、〈目〉2. 支払手数料(事業名) 1. 支払手数料	
事業期間	開始年度	昭和32年度
実施方法	終了年度	昭 和 3 2 年 度
	当面継続	業務分類
	5. ソフト事業	
	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード 1	02010200
部 名 等	民生部	
課 名 等	市民課	
係 名 等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード 2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区 分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード 3	005020401
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	2. 保険給付費	
項	4. 出産育児諸費	
目	1. 出産育児一時金	

◆事業概要（どのような事業か）							単位	実績		計画				
被保険者の出産1件につき35万円（産科医療補償制度加入医療機関等の場合は38万円）支給している。（流産等も該当） （平成21年10月からは出産1件につき39万円（産科医療補償制度加入医療機関等の場合は42万円）支給、また、医療機関等への直接支払制度開始）								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国保被保険者の出産（少子化対策）					対象指標	① 被保険者世帯数	世帯	6,298	6,180	6,200	6,250	6,300	
							② 被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400	
							③							
手段	<平成21年度の主な活動内容> 24件 9,280千円支給（380千円×20件、420千円×4件） *平成22年度の変更点 特になし。					活動指標	① 該当者（出産者）	人	31	24	40	40	40	
							② 出産育児一時金	千円	10,940	9,280	16,800	16,800	16,800	
							③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 出産費用の給付を行い、出産の負担を軽減する。					成果指標	① 該当者（出産者）	人	31	24	40	40	40	
							② 出産育児一時金	千円	10,940	9,280	16,800	16,800	16,800	
							③							
その結果	<施策の目指すすがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。					↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 制度発足時は「助産費」と「育児費」に分けて支給されていた。その後出産の実態に伴い、支給額が数回改定された。昭和62年に助産費に一本化され、平成6年に名称が「出産育児一時金」に改められた。							財源内訳	①国・県支出金	（千円）	0	200	800	800	800
								②地方債	（千円）	0	0	0	0	0
								③その他（使用料・手数料等）	（千円）	7,293	6,133	10,666	10,666	10,666
								④一般財源	（千円）	3,647	2,948	5,343	5,343	5,343
								A. 予算（決算）額（①～④の合計）	（千円）	10,940	9,281	16,809	16,809	16,809
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 年度により多少増減はあるが国保の出産件数は横ばいの状態である。なお、平成21年1月以降、産科医療補償制度加入医療機関等での出産の場合は、3万円加算され38万円、10月からは42万円となり、併せて医療機関等への直接支払制度が始まった。								①事務事業に携わる正規職員数	（人）	2	2	2	2	2
								②事務事業の年間所要時間	（時間）	180	160	160	160	160
								B. 人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	757	673	673	673	673
								事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	11,697	9,954	17,482	17,482	17,482
								（参考）人件費単価	（円/時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 少子高齢化対策のうえで、もっと金額を引き上げてもよいのではないかと意見がある。							◆県内他市の実施状況	➡	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 国、県が作成する国保実施状況等により把握している。 （各保険者の出産育児一時金の給付額）					
														● 把握している
														○ 把握していない

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 少子化対策の一環として制度化され、1件当り給付額も引き上げて来ている。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 魚津市国民健康保険条例（昭和34年魚津市条例第13号）
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 出産の件数に対する給付である。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 県内他市と比較しても妥当と思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 給付対象者は出産した被保険者である。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内他市も同額（限度額）であり妥当と思われる。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☒ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づく事業であり妥当と思われる。	二次評価の要否 不要
--------------------	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650180	
事務事業名	葬祭事業	
予算書の事業名	1.葬祭費	
事業期間	開始年度	昭和32年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005020501
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	2. 保険給付費	
項	5. 葬祭諸費	
目	1. 葬祭費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
被保険者の死亡1件につき3万円支給している。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国保被保険者	➡	対象指標	① 被保険者世帯数	世帯	6,298	6,180	6,200	6,250	6,300		
				② 被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 78件 2,340千円支給（30千円×78件） *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 死亡者	人	82	78	90	90	90		
				② 支給金額	千円	2,160	2,340	2,700	2,700	2,700		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 被保険者の死亡に弔意を表す。	➡	成果指標	① 死亡者	人	82	78	90	90	90		
				② 支給金額	千円	2,160	2,340	2,700	2,700	2,700		
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。					↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 制度開始時から実施され、物価水準の上昇に伴い改定されており、平成20年に現在の金額となっている。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	2,160	2,340	2,700	2,700	2,700
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	2,160	2,340	2,700	2,700	2,700
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成20年度から75歳以上が後期高齢者医療に移行したため、支給金額は減少した。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	3	3	3	3	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	480	380	380	380	380	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	2,018	1,598	1,598	1,598	1,598	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	4,178	3,938	4,298	4,298	4,298	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
					● 把握している	➡	国、県が作成する国保実施状況等により把握している。 （各保険者の葬祭費の支給額）					
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 亡くなられた被保険者へのお悔やみの形で給付されている。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 魚津市国民健康保険条例（昭和34年魚津市条例第13号）
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 他市の状況等を見ても、現在の水準が妥当と思われる。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 県内他市と比較しても妥当と思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 原則として、死亡した被保険者の喪主が対象者となる。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内他市も同程度であり妥当と思われる。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☒ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施		年度	
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づく事業であるとともに、県内他市も同程度の支給額であり妥当と思われる。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650380	
事務事業名	後期高齢者支援金事業	
予算書の事業名	1.後期高齢者支援金、(目)2.後期高齢者関係事務費拠出金(事業名)1.後期高齢者関係事務費拠出金	
事業期間	開始年度	平成20年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	● 3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらすためのまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005030101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	3. 後期高齢者支援費	
項	1. 後期高齢者支援金	
目	1. 後期高齢者支援金	

◆事業概要（どのような事業か）						単位	実績		計画				
後期高齢者医療制度に係る費用から本人の医療機関での一部負担金を除いたうちの４割分を国保や被用者保険（健康保険組合等）が、後期高齢者支援金として支出する。							20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者					対象指標	① 国民健康保険被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400
							②						
							③						
手段	<平成21年度の主な活動内容> 社会保険診療報酬支払基金から請求された後期高齢者支援金 443,827千円を支出した。 *平成22年度の変更点 特になし。					活動指標	① 後期高齢者支援金額	千円	405,918	443,827	445,596	450,000	455,000
							②						
							③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 国保会計から後期高齢者支援金等を支出することにより、後期高齢者医療制度の安定した運営を図る。					成果指標	① 後期高齢者支援金額	千円	405,918	443,827	445,596	450,000	455,000
							②						
							③						
その結果	＜施策の目指すがた＞ 国民健康保険制度の適正な運用による良質な医療サービスの提供。					↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 平成20年４月１日から後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、保険者に義務付けられた。						財源内訳	①国・県支出金	(千円)	119,604	119,570	170,481	172,000	174,000
							②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
							③その他(使用料・手数料等)	(千円)	286,250	323,871	187,704	190,000	192,000
							④一般財源	(千円)	64	386	87,411	88,000	89,000
							A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	405,918	443,827	445,596	450,000	455,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	1
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	240	240	240	240	240	240
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	406,927	444,836	446,605	451,009	456,009	456,009
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。						◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 国・県が作成する国保実施状況等により把握している （各保険者の支援金額）					
						● 把握している							
						○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 法に基づく支出であり、後期高齢者医療制度の安定運営に直接結びつく。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 医療費等の実績に応じて算定されるため、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 法に基づき実施されている。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 法に基づき実施されている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 増加
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650400	
事務事業名	前期高齢者納付金事業	
予算書の事業名	1.前期高齢者納付金、(目)2.前期高齢者関係事務費拠出金(事業名)1.前期高齢者関係事務費拠出金	
事業期間	開始年度	平成20年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	● 3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005040101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	4. 前期高齢者納付金	
項	1. 前期高齢者納付金	
目	1. 前期高齢者納付金	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
65歳から74歳の方を対象とした被用者保険（健康保険組合等）、国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度への納付金・事務費拠出金。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者	➡	対象指標	① 国民健康保険被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				②								
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 社会保険診療報酬支払基金から請求された前期高齢者納付金 1,262千円を支出した。 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 前期高齢者納付金額	千円	546	1,262	1,048	1,050	1,050		
				②								
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図る。	➡	成果指標	① 前期高齢者交付金額	千円	1,024,533	1,265,905	1,155,965	1,100,000	1,100,000		
				②								
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されています。				↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 65歳から74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整する制度として始まった。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	120	326	468	469	469
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	426	936	580	581	581
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	546	1,262	1,048	1,050	1,050
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	240	240	240	240	240
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	1,555	2,271	2,057	2,059	2,059
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					● 把握している		国・県が作成する国保実施状況等により把握している。 (各保険者の納付金額)					
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 国民健康保険は被用者保険 (健康保険組合等) より前期高齢者が多いため、納付金より交付金の方が多い。その結果として、国保財政の安定化、健全な運営に繋がる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 医療費等の実績に応じて算定されるため、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 法に基づき実施されている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 法に基づき実施されている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650190	
事務事業名	老人保健医療費拠出金事業	
予算書の事業名	1.老人保健医療費拠出金、(目)2.老人保健事務費拠出金(事業名)1.老人保健事務費拠出金	
事業期間	開始年度	昭和57年度
	終了年度	平成23年度
	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行 ☐ 2. アウトソーシング ☒ 3. 負担金・補助金 ☐ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらすためのまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005050101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	5. 老人保健拠出金	
項	1. 老人保健拠出金	
目	1. 老人保健医療費拠出金	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
老人保健法により保険者である市町村の老人被保険者数等に応じて拠出している。（平成20年度から後期高齢者医療制度が始まったため過誤調整のみ）						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 老人保健法により保険者である市町村の老人被保険者数等に応じて拠出している。	➡	対象指標	① 老人保健対象者数（国保老人のみ）	人	4,530	0	0	0	0		
				②								
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 平成20年度から後期高齢者医療制度が始まったため、過誤調整分等が拠出対象となった。 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 老人保健給付件数	件	8,682	0	0	0	0		
				② 老人保健対象者数	人	4,530	0	0	0	0		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 老人保健制度の適正な運営と老人医療の財政安定。	➡	成果指標	① 老人保健に拠出している金額	千円	102,542	37	38	0	0		
				②								
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険制度の適正な運用による良質な医療サービスの提供。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入										
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 昭和58年2月の老人保健制度発足時は国20％県5％市町村5％各保険者拠出金70％の割合で負担。					財源内訳	①国・県支出金 ②地方債 ③その他（使用料・手数料等） ④一般財源 A. 予算（決算）額（①～④の合計）	（千円） （千円） （千円） （千円） （千円）	25,803 0 5,100 30,018 60,921	0 0 0 37 37	0 0 0 38 38	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展と医療費の増嵩が著しいため、負担割合の変更や患者一部負担金の見直し等が行われている。18年の法改正により平成20年度から後期高齢者医療制度が創設され、新たに後期高齢者支援金制度が設けられた。					①事務事業に携わる正規職員数 ②事務事業の年間所要時間 B. 人件費（②×人件費単価/千円） 事務事業に係る総費用（A+B） （参考）人件費単価	（人） （時間） （千円） （千円） （円/時間）	1 200 841 61,762 4,205	1 240 1,009 1,046 4,205	1 240 1,009 1,047 4,205	0 0 0 0 4,205	0 0 0 0 4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	➡	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 国、県が作成する事業実施状況調査等により把握している。 （各保険者の拠出金額）					
					● 把握している ○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 法定事務であり、支出しないことは許されない。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 老人保健法（昭和57年法律第80号） ※平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 法定事務であり、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 県内他市と比較しても妥当と思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 老人保健法の規定に基づき拠出している。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 老人保健法の規定に基づき拠出している。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☒ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☒ 終了		☐ 廃止 ☐ 休止	⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 終了 年度 平成22年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	後期高齢者医療制度の創設により廃止される。	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	後期高齢者医療制度の創設により廃止される。	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否 不要
---------------------	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650210	
事務事業名	介護納付金拠出事業	
予算書の事業名	1. 介護納付金	
事業期間	開始年度	平成12年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	● 3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらすためのまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005060101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	6. 介護納付金	
項	1. 介護納付金	
目	1. 介護納付金	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
介護保険法により保険者である市町村の被保険者数等に応じて拠出している。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護保険制度への拠出金	➡	対象指標	① 介護保険対象者数	人	3,862	3,579	3,591	3,650	3,700		
			②									
			③									
手段	<平成21年度の主な活動内容> 社会保険診療報酬支払基金から請求された介護納付金 153,433千円を納付した。 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 介護納付金納付金額	千円	167,410	153,433	165,225	167,000	169,000		
			②									
			③									
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 国保会計から介護保険拠出対象納付金を納付することにより、介護保険事業の適正で安定した運営を図る。	➡	成果指標	① 介護納付金納付金額	千円	167,410	153,433	165,225	167,000	169,000		
			②									
			③									
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。					↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 平成12年2月に介護保険法が公布され、介護保険制度が開始された。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	49,336	41,341	77,657	78,500	79,600
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	63,580	52,181	14,751	14,900	15,000
						④一般財源	(千円)	54,494	59,911	72,817	73,600	74,400
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	167,410	153,433	165,225	167,000	169,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 介護保険制度の利用の伸びは予想以上に大きく、国保で徴収する2号被保険者の介護納付分と国負担分を合わせても、数千万円の赤字となっており、その分は国保会計が負担する形になっている。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	200	200	200	200	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	841	841	841	841	841	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	168,251	154,274	166,066	167,841	169,841	
					(参考) 人件費単価	(円/人時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					● 把握している		国、県が作成する事業実施状況調査等により把握している。 （各保険者の納付金額）					
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 法定事務であり、支出しないことは許されない。 （各保険者からの拠出金と介護保険料、国県市町村負担金等により介護保険制度が運営されている）
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	介護保険法（平成9年法律第123号）
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 法定事務であり、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 県内他市と比較しても妥当と思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 介護保険法の規定に基づき拠出している。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 介護保険法の規定に基づき拠出している。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否 不要
---------------------	-------------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650220	
事務事業名	高額医療費拠出金事業	
予算書の事業名	1. 高額医療費拠出金	
事業期間	開始年度	昭和58年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	● 3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005070101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	7. 共同事業拠出金	
項	1. 共同事業拠出金	
目	1. 高額医療費共同事業医療費拠出金	

◆事業概要（どのような事業か） 高額な医療費（1件80万円超）の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として県単位で費用負担を調整する。					単位	実績		計画				
						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対 象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の一般被保険者	➡	対 象 指 標	① 国民健康保険一般被保険者数	人	9,126	9,356	9,373	9,440	9,530		
				②								
				③								
手 段	<平成21年度の主な活動内容> 拠出金の支払い *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活 動 指 標	① 拠出金額	千円	70,079	52,161	70,871	73,000	75,000		
				②								
				③								
意 図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図る。	➡	成 果 指 標	① 高額医療費共同事業交付金	千円	56,068	59,117	70,871	73,000	75,000		
				②								
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、昭和58年から実施要綱等に基づき行われてきたが、平成15年4月から拡充・制度化が図られ、国保連合会の事業として法律上義務付けられた。					財 源 内 訳	①国・県支出金	(千円)	35,039	26,080	35,434	36,500	37,500
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	35,040	26,081	35,437	36,500	37,500
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	70,079	52,161	70,871	73,000	75,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 医療技術の高度化や医療供給体制の整備充実に伴い、高額な医療費の発生件数は年々増加している。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	200	200	200	200	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	841	841	841	841	841	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	70,920	53,002	71,712	73,841	75,841	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					● 把握している		国、県が作成する事業実施状況調査等により把握している。 （県内保険者が参加し、国保連合会が事業主体として実施）					
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 県単位での広域的な費用負担調整を行う事業であり、国保事業の健全な運営に資するものである。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱 (厚労省保険局長通知 (平成18年9月20日))
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 既に保険財政共同安定化事業と併せて実施している。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 医療費の実績に応じて拠出金が算定されるため、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 法に基づき実施されている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 法に基づき実施されている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650350					
事務事業名	保険財政共同安定化事業拠出金事業					
予算書の事業名	1. 保険財政共同安定化事業拠出金					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☐ 2. アウトソーシング		☒ 3. 負担金・補助金	☐ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらすためのまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005070102
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	7. 共同事業拠出金	
項	1. 共同事業拠出金	
目	2. 保険財政共同安定化事業拠出金	

◆事業概要（どのような事業か） 市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円超の医療費について各市町村国保からの拠出金を財源として県単位で費用負担を調整する。							単 位	実績		計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
対 象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の一般被保険者						➡	対 象 指 標	① 国民健康保険一般被保険者数	人	9,126	9,356	9,373	9,440	9,530
									②						
									③						
手 段	<平成21年度の主な活動内容> 拠出金の支払い *平成22年度の変更点 特になし。						➡	活 動 指 標	① 拠出金額	千円	415,269	415,068	435,413	448,000	461,000
									②						
									③						
意 図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図る。						➡	成 果 指 標	① 保険財政共同安定化事業交付金	千円	467,930	458,986	435,413	448,000	461,000
									②						
									③						
そ の 結 果	<施策の目指すがた> 国保健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。						➡	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 高額医療費の対象額が70万円→80万円に引き上げられた際（平成18年）、30万円超の医療費を対象とする当該事業が創設された。							財 源 内 訳	①国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0	
								②地方債	（千円）	0	0	0	0	0	
								③その他（使用料・手数料等）	（千円）	415,269	415,068	435,413	448,000	461,000	
								④一般財源	（千円）	0	0	0	0	0	
								A. 予算（決算）額（①～④の合計）	（千円）	415,269	415,068	435,413	448,000	461,000	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 医療技術の高度化や医療供給体制の整備充実に伴い、高額な医療費の発生件数は年々増加している。								①事務事業に携わる正規職員数	（人）	1	1	1	1	1	
								②事務事業の年間所要時間	（時間）	200	200	200	200	200	
								B. 人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	841	841	841	841	841	
								事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	416,110	415,909	436,254	448,841	461,841	
								（参考）人件費単価	（円/時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。							◆県内他市の実施状況	➡	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 国、県が作成する事業実施状況調査等により把握している。 （県内保険者が参加し、国保連合会が事業主体として実施）						
															● 把握している

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 県単位での広域的な費用負担調整を行う事業であり、国保事業の健全な運営に資するものである。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱 (厚労省保険局長通知 (平成18年9月20日))
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 既に高額医療費拠出金事業と併せて実施している。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 医療費等の実績に応じて拠出金が算定されるため、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 法に基づき実施されている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 法に基づき実施されている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650420	
事務事業名	特定健康診査等事業	
予算書の事業名	1. 特定健康診査等事業費	
事業期間	開始年度	平成20年度
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	● 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営
	終了年度	当面継続
	業務分類	5. ソフト事業

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005080101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	8. 保険事業費	
項	1. 特定健康診査等事業費	
目	1. 特定健康診査等事業費	

◆事業概要（どのような事業か）				単位	実績		計画					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者（当該年度40歳以上75歳未満の者（6ヵ月以上継続して入院している者、施設入所者等除く））	対象指標	① 国民健康保険被保険者数 （40歳以上75歳未満の対象者数）	人	7,521	7,754	7,800	7,800	7,800			
			② 特定保健指導対象者数	人	303	435	500	550	600			
			③									
手段	<平成21年度の主な活動内容> 特定健診受診者 3,057人、特定保健指導利用者 98人 *平成22年度の変更点 特になし。	活動指標	① 特定健診受診者数	人	2,909	3,057	3,900	4,600	5,000			
			② 特定保健指導利用者数	人	58	98	150	220	270			
			③									
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）をより早い段階で発見し、予防・改善を図る。	成果指標	① 特定健診受診率	%	38.70	39.40	50.00	60.00	65.00			
			② 特定保健指導利用率	%	19.10	22.50	30.00	40.00	45.00			
			③									
その結果	<施策の目指すすがた> 国保健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。				↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）が、平成19年12月28日に公布され、平成20年4月1日から施行されたことに伴い始まった。				財源内訳	①国・県支出金	（千円）	8,312	9,325	9,660	11,300	12,300	
					②地方債	（千円）	0	0	0	0	0	
					③その他（使用料・手数料等）	（千円）	10,324	11,572	15,837	18,400	20,000	
					④一般財源	（千円）	14,767	13,314	20,464	24,500	26,600	
					A. 予算（決算）額（①～④の合計）	（千円）	33,403	34,211	45,961	54,200	58,900	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。					①事務事業に携わる正規職員数	（人）	0	2	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間	（時間）	0	340	100	100	100	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	0	1,430	421	421	421	
					事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	33,403	35,641	46,382	54,621	59,321	
					（参考）人件費単価	（円/時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 従来の基本健康診査から制度が変わったということもあり、内容がわかりにくいとの声がある。				◆県内他市の実施状況	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 国・県が作成する国保実施状況等により把握している。 （各保険者に健診の実施が義務付けられている）							
				● 把握している	➡							
				○ 把握していない								

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 早期発見、予防・改善をすることにより、比較的小さい状態での対応となるため、医療費の抑制に繋がる。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） ・魚津市国民健康保険条例（昭和34年魚津市条例第13号）	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
あり	説明 健康センターで実施する保健事業と連携することで、より生活習慣の改善効果を高めることが出来る。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 県内の全保険者が参加する集合契約にて統一単価を設定して実施しているため、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 県内他保険者も同様である。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内他保険者も同様である。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な損失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☒ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	特定保健指導の利用者に健康センターの保健事業への参加を呼びかける。	コストの方向性 増加
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650230
事務事業名	保健衛生普及事業
予算書の事業名	2. 保健衛生普及費
事業期間	開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部 名 等	民 生 部	
課 名 等	市 民 課	
係 名 等	医 療 保 険 係	
記入者氏名	中山 明夫	
電 話 番 号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政 策 の 柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政 策 名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施 策 名	6. 社会保障制度の充実	
区 分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005080201
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	8. 保険事業費	
項	2. 保険事業費	
目	1. 保健衛生普及費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
国民健康保険被保険者の受診した医療費の通知、健康に関するパンフレットの配布、健康教室の開催						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者	➡	対象指標	① 国民健康保険被保険者世帯数	世帯	6,298	6,180	6,200	6,250	6,300		
				② 国民健康保険被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 医療費通知の送付、健康教室の開催（2講座） *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 医療費通知送付延べ世帯数	世帯	28,871	28,982	29,000	29,100	29,200		
				② 健康教室参加者数	人	48	30	40	40	40		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 被保険者の健康に対する意識を高揚させ、健康の維持増進を図るとともに、適正な受診を促すことにより医療費の適正化を図る。	➡	成果指標	① 医療費通知送付延べ世帯数割合	%	76.40	78.20	78.00	77.60	77.20		
				② 健康教室参加者数割合	%	0.50	0.30	0.40	0.40	0.40		
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 医療費の適正化を図るため、国・県の指導により始まった。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	2,920	2,642	1,082	1,000	1,000
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	1,625	1,792	4,235	4,300	4,300
						A. 予算(決算)額(①)～④の合計	(千円)	4,545	4,434	5,317	5,300	5,300
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展や医療技術の高度化等により医療費が年々増加しているため、医療費の適正化を図る事業として、今後とも取り組んで行く必要がある。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	3	3	3	3	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	480	500	500	500	500	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	2,018	2,103	2,103	2,103	2,103	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	6,563	6,537	7,420	7,403	7,403	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 国・県が作成する国保事業実施状況等により把握している。 （各保険者にて医療費通知を実施）					
					● 把握している							
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☐ 直結度大 ☒ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 被保険者の健康に対する意識の高揚や適正受診の促進を図ることは、即効性はないが、中長期的には医療費の適正化に繋がる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 特定健康診査等事業と連携することで、より健康に対する意識を高揚させ、健康の維持増進を図ることが可能になる。(特定健診等の受診率アップを図ることが、健康に対する意識の高揚に繋がる)

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 県内他市と比較しても妥当と思われる。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 国保被保険者全員を対象としている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内他保険者も同様である。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☒ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

現状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650240	
事務事業名	成人病ドック事業	
予算書の事業名	1. 疾病予防費	
事業期間	開始年度	昭和50年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	● 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらするまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005080202
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	8. 保険事業費	
項	2. 保険事業費	
目	2. 疾病予防費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
被保険者を対象に本人負担10,000円で1日健診（生活習慣病ドック）を受診してもらう。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国保被保険者	➡	対象 指標	① 国保被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
				②								
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 申込者 180人 受診者 174人 ドックは3医療機関で実施 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動 指標	① ドック受診者数	人	153	174	180	180	180		
				② 費用額	千円	4,942	5,016	5,490	5,490	5,490		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 被保険者の健康意識の普及	➡	成果 指標	① ドック受診率	%	1.50	1.70	1.76	1.75	1.73		
				② 受診者1人当たりの費用額	円	32,298	28,829	30,500	30,500	30,500		
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 昭和50年頃から保健事業の一環として始まった。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	4,967	5,016	5,530	5,530	5,530
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	4,967	5,016	5,530	5,530	5,530
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 被保険者の健康保持と国保制度の安定を図るため、生活習慣病等の予防事業の推進が重要と認識され、18年6月の法改正により各保険者に「特定健診制度」の義務付けや予防事業の強化・充実が強く求められていることから、この事業もより効果的なものに改善する必要がある。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	4	4	4	4	4	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	580	540	580	580	580	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	2,439	2,271	2,439	2,439	2,439	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	7,406	7,287	7,969	7,969	7,969	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 受診者数を増やしてほしい。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 随時照会等により。 (各保険者においてドック等の補助を行っている)					
					● 把握している							
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 国保被保険者に対し健康意識の高揚と普及を図る意味でも効果は大きい。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
あり	説明 補助率等を見直す余地はある。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 現在は受付業務等のみを実施しており、人件費削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地あり	説明 診療報酬単価改正時には、見直しをしてくている。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 各市町村間でも健診の種類、自己負担額などばらばらであり、一概に比較はできない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☒ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☒ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☒ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☒ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	コスト面、内容等の見直しが必要となる。	コストの方向性 削減
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づく事業であり、県内他市と比較しても妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650250	
事務事業名	出産費用資金貸付事業	
予算書の事業名	1. 出産費用資金貸付金	
事業期間	開始年度	平成13年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005080203
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	8. 保険事業費	
項	2. 保険事業費	
目	3. 出産費用資金貸付金	

◆事業概要（どのような事業か）				単位	実績		計画				
出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の負担軽減を図る。					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる国保被保険者のいる世帯主	➡	対象指標	① 被保険者世帯数	世帯	6,298	6,180	6,200	6,250	6,300	
			②								
			③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 貸付実績はなし。 *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 利用者数	人	0	0	2	2	2	
			② 貸付金額	千円	0	0	672	672	672		
			③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 費用面での負担軽減を図る。	➡	成果指標	① 利用者1人当たりの貸付金額	千円	0	0	336	336	336	
			②								
			③								
その結果	<施策の目指すがた> 国保健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 平成12年の厚生省通知に基づき、13年度から保健事業の一環として始まった。				財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
					②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
					③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	672	672	672
					④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
					A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	0	0	672	672	672
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成19年度より医療機関からの出産育児一時金の受取代理申請が可能となり、また、平成21年10月からは医療機関への直接支払制度が始まったため、貸付金の利用は余り見込まれない。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	0	0	0	0
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	0	0	0	0
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	0	0	0	0	0
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	0	0	672	672	672
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
				○ 把握している	➡	出産育児一時金の直接支払制度が設けられているため。					
				● 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 出産費用の支払が可能になり、費用負担の不安が解消される。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最小限の事業費であり、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 人件費はほとんど掛かっていない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 出産育児一時金については、法で定められている。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 出産育児一時金については、法で定められている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☒ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

現状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。		二次評価の要否
		不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	23650260	
事務事業名	財政調整基金積立事業	
予算書の事業名	1.財政調整基金積立金	
事業期間	開始年度	平成6年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02010200
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	医療保険係	
記入者氏名	中山 明夫	
電話番号	0765-23-1011	

政策体系上の位置付け	コード2	246011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6. 社会保障制度の充実	
区分	国民健康保険制度	
基本事業名	国民健康保険制度の適切な運営	

予算科目	コード3	005090101
会計	国民健康保険事業特別会計	
款	9. 基金積立金	
項	1. 基金積立金	
目	1. 財政調整基金積立金	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
国保持会の基金利子を積立てて、次年度以降の事業資金として利用していく。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 国民健康保険の被保険者	➡	対象指標	① 国保被保険者数	人	10,176	10,211	10,237	10,300	10,400		
			②									
			③									
手段	<平成21年度の主な活動内容> 国保財政調整基金の利子の積立て *平成22年度の変更点 特になし。	➡	活動指標	① 財政調整基金積立額	千円	1,198	678	828	100	100		
			②									
			③									
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 国民健康保険制度の安定を図る。	➡	成果指標	① 保険給付費	千円	2,911,879	2,937,331	3,199,128	3,300,000	3,400,000		
			②									
			③									
その結果	<施策の目指すがた> 国保健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。					↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 平成6年に国民健康保険事業の資金に充ててることを目的として財政調整基金が設置されたことに伴い実施された。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	1,198	678	828	100	100
						④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	1,198	678	828	100	100
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢化の進展等に伴い給付費等が増加している為、国民健康保険事業の健全な運営がますます求められている。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	100	100	100	100	100
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	421	421	421	421	421
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	1,619	1,099	1,249	521	521
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 基金残高を勘案しながら税率等の見直しをしてほしい。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 国、県が作成する国保実施状況等により把握している。 (各保険者の基金積立金・基金保有高)					
					● 把握している							
					○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 基金へ積み立てることにより、次年度以降に財政不足が生じてもそれを取り崩すことによって、必要とする医療の給付を行うことが出来るようになる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 基金残高に応じた事業費である。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 保険税、自己負担も含め法で定められている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 保険税、自己負担も含め法で定められている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☒ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施

年度

☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止

☐ 他の事務事業と統合又は連携

☐ 目的見直し

☐ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

現状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。		二次評価の要否
		不要